

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種(定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種を指す。以下「予防接種」という。)の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル(情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。</p> <p>②予防接種履歴の管理 各医療機関及び各保健センターで実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを予防接種システムに登録し、管理する。</p> <p>③実費徴収に関する事務 予防接種にかかる自己負担金の免除を希望する者に対し、申請書を受け付け、実費徴収の有無を決定する(B類疾病に関する予防接種に限る。)</p> <p>④未接種者に対する勧奨 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について郵便及びマイナポータルを利用した接種の勧奨を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</p>
③システムの名称	予防接種システム、健康基本情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市健康福祉局保健所 感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

堺市市長公室広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

堺市健康福祉局保健所 感染症対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-222-9933

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和3年3月11日	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和3年3月11日	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	新規項目	事後	様式変更による新規項目
令和3年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 別表第二16の2の項 及び 番号法別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 第12条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19の項 及び 番号 法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13 条、第13条の2	1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115の2の項 及び 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第12条の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条 の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を 予防するために、公衆衛生の見地から、市内に 居住する者に対し、期日又は期間を指定して予 防接種の実施その他必要な措置を講ずること により、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 以下略 ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要 な住民基本台帳情報を入力し、予防接種の種 類、接種場所及び期日又は期間を案内する。ま た、マイナポータル(情報提供等記録開示システ ム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金 決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。 以下略	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を 予防するために、公衆衛生の見地から、市内に 居住する者に対し、期日又は期間を指定して予 防接種(定期の予防接種及び新型インフルエン ザ等の予防接種を指す。以下「予防接種」とい う。)の実施その他必要な措置を講ずること により、市民の健康の保持に寄与するとともに、予 防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 以下略 ①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民 基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、接種 場所及び期日又は期間を案内する。また、マイ ナポータル(情報提供等記録開示システム並び にサービス検索・電子申請機能及び公金決済 サービス機能を有するシステム全体の総称)を 利用した接種の案内を行う。 以下略	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民 基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、接種 場所及び期日又は期間を案内する。また、マイ ナポータル(情報提供等記録開示システム並び にサービス検索・電子申請機能及び公金決済 サービス機能を有するシステム全体の総称)を 利用した接種の案内を行う。 以下略	①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民 基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、接種 場所及び期日又は期間を案内する。また、マイ ナポータル(情報提供等記録開示システム並び にサービス検索・電子申請機能及び公金決済 サービス機能を有するシステム全体の総称)を 利用した接種の案内を行う。 以下略 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基 づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付を行う。	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	予防接種システム、健康基本情報システム、共 通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、 中間サーバー	予防接種システム、健康基本情報システム、共 通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	